

# 発電設備等の系統連系に関する 契約要綱（低圧）

2019年6月1日 実施

北陸電力株式会社

# 発電設備等の系統連系に関する契約要綱（低圧）

## 目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	要綱の変更	1
3	定 義	1
4	実施細目	1
II	契約の申込み	2
5	連系契約の申込み	2
6	連系契約の成立および契約期間	2
7	発電場所	2
8	電気方式、周波数等	2
9	連系契約の単位	3
10	連系の開始	3
11	連系の要件	3
12	承諾の限界	3
13	連系契約書の作成	3
III	低圧電線路との連系	4
14	適正契約の保持	4
15	発電場所への立入りによる業務の実施	4
16	低圧電線路との連系にともなう発電者の協力	4
17	低圧電線路との連系の停止	4
18	低圧電線路との連系停止の解除	5
19	低圧電線路との連系の中止または制限	5
20	損害賠償等の免責	5
21	設備の賠償	6
IV	契約の変更および終了	7
22	連系契約の変更	7
23	連系契約の廃止	7
24	連系契約の解約等	7
25	連系契約消滅後の債権債務関係	8
V	工事費の負担	8
26	工事費負担金	8
27	工事費負担金の申受けおよび精算	8
VI	保 安	8
28	保安等に対する発電者の協力	8

VII	そ の 他	9
29	報 告	9
30	その他	9
	附 則	10
	低圧電線路との連系に関する運用申合せ事項	11

# I 総 則

## 1 適 用

発電者が発電設備等を設置し、当社との接続供給契約等における需要者（お客さま）または当社と電気需給契約を締結している者等が、その発電設備等を当社が維持および運用する低圧電線路に電氣的に接続する場合の連系条件は、この発電設備等の系統連系に関する契約要綱（低圧）（以下「この要綱」といいます。）によります。

## 2 要綱の変更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合、当社の低圧電線路に連系するときの条件は、変更後の発電設備等の系統連系に関する契約要綱（低圧）によります。

なお、当社は、この要綱の変更について、当社ホームページ等にてお知らせいたします。

## 3 定 義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 発電者  
この要綱にもとづいて当社と連系契約を締結する者をいいます。
- (2) 発電設備等  
発電者が設置した発電設備または二次電池等で放電時の電氣的特性が発電設備と同等である設備をいいます。
- (3) 低 圧  
原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトの電圧をいいます。
- (4) 連 系  
発電設備等を当社が維持および運用する電線路に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。
- (5) 連系地点  
発電設備等を含む発電者の電気設備と当社の電線路または引込線との接続点をいいます。
- (6) 解 列  
連系された発電設備等を、当社が維持および運用する電線路から電氣的に切り離すことをいいます。
- (7) 発電場所  
発電者が、連系契約の対象となる発電設備等により発電を行なう場所をいいます。

## 4 実施細目

この要綱の実施上必要な細目的事項は、この要綱の趣旨に則り、そのつど発電者と当社との協議によって定めます。

## Ⅱ 契約の申込み

### 5 連系契約の申込み

(1) 発電者が新たに発電設備等の連系契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、次の手続きにより、連系契約の申込みをしていただきます。

なお、この場合には、連系されるすべての発電設備等を連系契約の対象といたします。

(2) 発電者は、連系契約を希望される場合には、次の事項を明らかにして、所定の申込書により、連系契約の申込みをしていただきます。

- イ 発電設備の種類、型式、定格出力
- ロ 保護継電装置等に関する事項
- ハ 発電場所および連系地点
- ニ 当社との接続供給契約等または電気需給契約の内容
- ホ 連系開始希望日
- ヘ 連絡体制
- ト その他必要な事項

### 6 連系契約の成立および契約期間

(1) 連系契約は、連系契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、連系契約が成立した日から、その連系契約が成立した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

(3) 契約期間満了に先だって発電者または当社から別段の意思表示がない場合は、連系契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(4) (1)から(3)にかかわらず、当社との接続供給契約等または電気需給契約が消滅した場合には、連系契約も同時に消滅するものといたします。

### 7 発電場所

(1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を1発電場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1発電場所とすることがあります。

なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしや断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1発電場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所といたします。

### 8 電気方式、周波数等

電気方式、周波数、標準電圧、責任分界点、財産分界点および連系地点は、次のとおりといたします。

(1) 発電者が当社との接続供給契約等に属している場合は、その接続供給契約等と同一といたします。

(2) 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約と同一といたします。

## 9 連系契約の単位

契約の単位は、原則として次のとおりといたします。

- (1) 発電者が当社との接続供給契約等に属している場合は、1発電場所につき1連系契約を結びます。
- (2) 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は、その1電気需給契約に対応して1連系契約を結びます。

## 10 連系の開始

- (1) 当社は、発電者の連系契約の申込みを承諾したときには、発電者と協議のうえ連系開始日を定め、連系準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに連系を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた連系開始日に連系できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて発電者と協議のうえ、連系開始日を定めて連系をいたします。

## 11 連系の要件

発電者は、発電者の発電設備等と当社の低圧電線路との連系にあたり、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、系統連系技術要件、その他の法令等を遵守のうえ、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系していただきます。

なお、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、系統連系技術要件、その他の法令等に変更がある場合は、変更後の扱いを遵守することといたします。

## 12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、発電者の当社に対する債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、連系契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

## 13 連系契約書の作成

特別の事情がある場合で、発電者または当社が必要とするときは、連系契約に関する必要な事項について、連系契約書を作成いたします。

### Ⅲ 低圧電線路との連系

#### 14 適正契約の保持

当社は、発電者との連系契約の申込内容と低圧電線路との連系の状態が相違しており、不相当と認められる場合には、法令上必要な国への手続きを行なうに際し、当社との連系契約の内容について、当社と協議のうえ、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

#### 15 発電場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 連系地点に至るまでの当社の供給設備または発電場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 28（保安等に対する発電者の協力）によって必要な発電者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な連系の防止等に必要な発電者の発電設備等またはその他電気工作物の確認または検査
- (4) 17（低圧電線路との連系の停止）、23（連系契約の廃止）(1)または24（連系契約の解約等）により必要な処置
- (5) その他この要綱によって、連系契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

#### 16 低圧電線路との連系にともなう発電者の協力

- (1) 発電者が発電設備等の連系により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、発電者の負担で、必要な調整装置または保護装置をその発電場所内に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、当社の供給設備を変更いたします。
- (2) 発電者と当社との運用申合せ事項については「低圧電線路との連系に関する運用申合せ事項」によります。

#### 17 低圧電線路との連系の停止

- (1) 発電者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、その発電者について低圧電線路との連系を停止することがあります。
  - イ 発電者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ロ 発電場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な影響を与えた場合
- (2) 発電者がこの要綱によって支払いを要することとなった債務（工事費負担金その他この要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合には、当社は、その発電者について低圧電線路との連系を停止することがあります。

なお、この場合には、低圧電線路との連系停止の5日前までに予告いたします。
- (3) 発電者が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、その発電者について低圧電線路との連系を停止することがあります。
  - イ 発電者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

- ロ 電気工作物の改変等によって不正に連系された場合
  - ハ 連系された発電設備等の更新について申込みをなされない場合
  - ニ 15（発電場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
  - ホ 16（低圧電線路との連系にともなう発電者の協力）によって必要となる措置を講じられない場合
  - ヘ 当社との接続供給契約等、電気需給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約によって、接続供給、電気の供給、振替供給または発電量調整供給を停止する場合
- (4) 発電者がその他この要綱に反した場合には、当社は、その発電者について低圧電線路との連系を停止することがあります。
- (5) (1)から(4)によって、低圧電線路との連系を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者の電気設備において、低圧電線路との連系停止のための適当な処置を行いません。
- なお、この場合には、必要に応じて発電者に協力をしていただきます。

## 18 低圧電線路との連系停止の解除

17（低圧電線路との連系の停止）によって低圧電線路との連系を停止した場合で、発電者がその理由となった事実を解消した場合は、当社は、すみやかに低圧電線路との連系を再開いたします。

## 19 低圧電線路との連系中止または制限

- (1) 当社は、次の場合には、連系を中止または制限することがあります。
- イ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
  - ロ 当社の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
  - ハ 電気の需給上やむをえない場合
  - ニ 当社との接続供給契約等、電気需給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約によって接続供給、電気の供給、振替供給または発電量調整供給を中止する場合
  - ホ 非常変災の場合
  - ヘ その他保安上または系統運用上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を発電者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

## 20 損害賠償等の免責

- (1) 10（連系の開始）(2)によって連系開始日を変更した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 19（低圧電線路との連系中止または制限）によって連系を中止または制限した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 17（低圧電線路との連系の停止）によって連系を停止した場合または 24（連系契約の解約等）によって連系契約を解約した場合もしくは連系契約が消滅した場合には、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 発電者の発電設備の電圧上昇制御機能等の動作によって発電電力量が減少した場合には、当社は、その減少した発電電力量について補償の責めを負いません。
- (5) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

## 21 設備の賠償

発電者が故意または過失によって、発電場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合  
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合  
帳簿価額と取替工費との合計額

## IV 契約の変更および終了

### 22 連系契約の変更

発電者の発電設備等の更新，改良または譲渡等にもない連系契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに連系契約を希望される場合に準じて，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

### 23 連系契約の廃止

(1) 発電者が連系契約を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

なお，当社は，原則として発電者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者の電気設備において，連系を終了させるための適当な処置を行いません。

また，この場合には，必要に応じて発電者に協力をしていただきます。

(2) 連系契約は，24（連系契約の解約等）および次の場合を除き，発電者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が，発電者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に連系契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により連系を終了させるための処置ができない場合は，連系契約は連系を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(3) 当社との接続供給契約等または発電量調整供給契約もしくは電気需給契約を廃止した場合（需要者〔お客さま〕または発電者が小売電気事業者を変更する場合を除きます。）は，連系契約も同時に消滅するものといたします。

### 24 連系契約の解約等

(1) 当社は，次の場合には，連系契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨を発電者にお知らせいたします。

イ 17（低圧電線路との連系の停止）によって連系を停止された発電者が，当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ 発電者が次のいずれかに該当する場合で，当社の定めた期日までにその事実を解消されないとき

(イ) 発電者がこの要綱によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合

(ロ) 連系された発電設備等の更新について申込みをされない等，14（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけない場合

(ハ) 15（発電場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(ニ) 16（低圧電線路との連系にとまなう発電者の協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(ホ) その他この要綱に反した場合

(2) 発電者が 23（連系契約の廃止）(1)による通知をされないで，その発電場所から移転される等，連系する発電設備等を使用されていないことが明らかな場合には，当社が連系を終了させるための処置を行なった日に連系契約は消滅するものといたします。

(3) 当社との接続供給契約等または発電量調整供給契約もしくは電気需給契約が消滅した場合は，連系契約も同時に消滅するものといたします。

## 25 連系契約消滅後の債権債務関係

連系契約期間中にこの要綱によって支払いを要することとなった債権債務は、連系契約の消滅によっては消滅いたしません。

# V 工事費の負担

## 26 工事費負担金

発電設備等の連系または連系契約の変更等にともない、当社の供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、当社の接続供給契約等または電気需給契約に定めるところにより算定した金額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この要綱に定めのない事項またはこの要綱によりがたい事項については、当社が別に定める託送供給等約款その他に準ずるものといたします。

## 27 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) 工事費負担金の支払いに関する債務は、連系契約の消滅によっては消滅いたしません。

# VI 保 安

## 28 保安等に対する発電者の協力

- (1) 次の場合には、発電者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
  - イ 発電者が、連系地点に至る当社の供給設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ 発電者が、発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) 発電者が当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者にその内容の変更をしていただくことがあります。

## Ⅶ そ の 他

### 29 報 告

- (1) 当社は、必要に応じて発電者から、連系された発電設備等の発電電力量等を提出していただく場合があります。
- (2) 当社は、必要に応じて発電者から、年度末までに翌年度の発電設備等の運転計画を提出していただく場合があります。

### 30 そ の 他

この要綱に定めのない事項またはこの要綱によりがたい事項については、発電者と当社との協議によって定めます。

## 附 則

### 1 この要綱の実施期日

この要綱は、2019年6月1日から実施いたします。

### 2 低圧電線路への発電設備等の連系に係る特別措置

- (1) 低圧電線路に連系されている発電者において、電気事業者等との受給契約等が締結されないことにより、当該発電設備等が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合で、発電者が当該発電設備等に係る電気設備の変更や運転状態の変更を希望しないときは、当面の間、従前通り発電を継続することができるものとします。

なお、これにともない発電者が当社の系統に供給した受給契約等にもとづいて受電する者の存しない電気について、発電者は当社に補償を求めないものといたします。

- (2) (1)により従前通り発電を継続する場合において、発電者は、いずれかの電気事業者等と受給契約等を締結するなどにより、適正な契約状態とするよう努めるものといたします。

なお、当社が必要と認めた場合には、発電者は、当該発電設備等が発電した電気が当社の系統に供給されないようにするための措置を講じるものといたします。

- (3) 当社は、(1)または(2)により生じた発電者の損害について、賠償の責めを負いません。

## (低圧電線路との連系に関する運用申合せ事項)

### 1 基本事項

発電者および当社は、それぞれの設備の運転、操作と機能の維持について財産分界点を境界とし、お互いが責任をもってあたるとともに、常に緊密な連絡を保ち、人身ならびに設備の安全確保と電力系統の円滑な運営を図るために協力する。

### 2 発電設備等の操作等

- (1) 発電者は、当社より人身安全・設備安全上等の理由で発電設備等の停止を依頼された場合には、すみやかに発電設備等を停止する。  
また、発電者の不在等で当社から発電者の発電設備等の停止を依頼できない場合および緊急時には、当社は、発電者への連絡を行わずに、任意の箇所で発電者の発電設備等を当社の系統から切り離すことができる。
- (2) 当社の系統が復旧した後の系統連系操作については、復電を確認した発電者の自主操作とする。

### 3 系統連系保護装置等の整定値および機能維持

- (1) 発電者の系統連系保護装置の整定値は、発電者と当社が協議のうえ次のとおりとする。  
また、改造等により変更を行う場合は、発電者は、当社に事前に連絡を行ない承諾を得る。  
イ 当社が整定値を指定しない場合は、発電者の申請整定値とする。  
ロ 当社が整定値を指定する場合は、当社が指定する整定値とする。
- (2) 発電者の系統連系保護装置等の整定は、発電者が実施する。
- (3) 発電者は、人身ならびに設備の安全確保と電力系統の円滑な運営のため、メーカー等知識技能を有する者等による系統連系保護装置等の定期的な点検を行ない、その機能を維持する。

### 4 自立運転に関する留意事項

- (1) 当社の配電線は事故停電の際、一定時間後に自動的に再送電するため、発電者は自立運転機能の使用には留意する。
- (2) 発電者は、系統連系から自立運転への移行時および自立運転から系統連系への移行時には、取扱説明書等に従い十分注意して操作を行なう。